

保存版

～ごみ減量化に向けて～

雑がみ分別で燃えるごみを減らそう！

古紙については、「段ボール」「紙箱（紙製の容器包装）」「新聞」「書籍・雑誌類」に分別して収集を行っていますが、燃えるごみに捨ててしまいがちな、封筒、はがき、学校のプリント類などもリサイクルできる資源です。

ごみの減量の第一歩は、ごみを分別することから始まります。みなさまのご協力をお願いします。

～ 雑がみとは？ ～

紙及びその製品で、段ボール、紙箱（紙製の容器包装）、新聞、書籍・雑誌類、飲料用紙パック以外の紙類です。

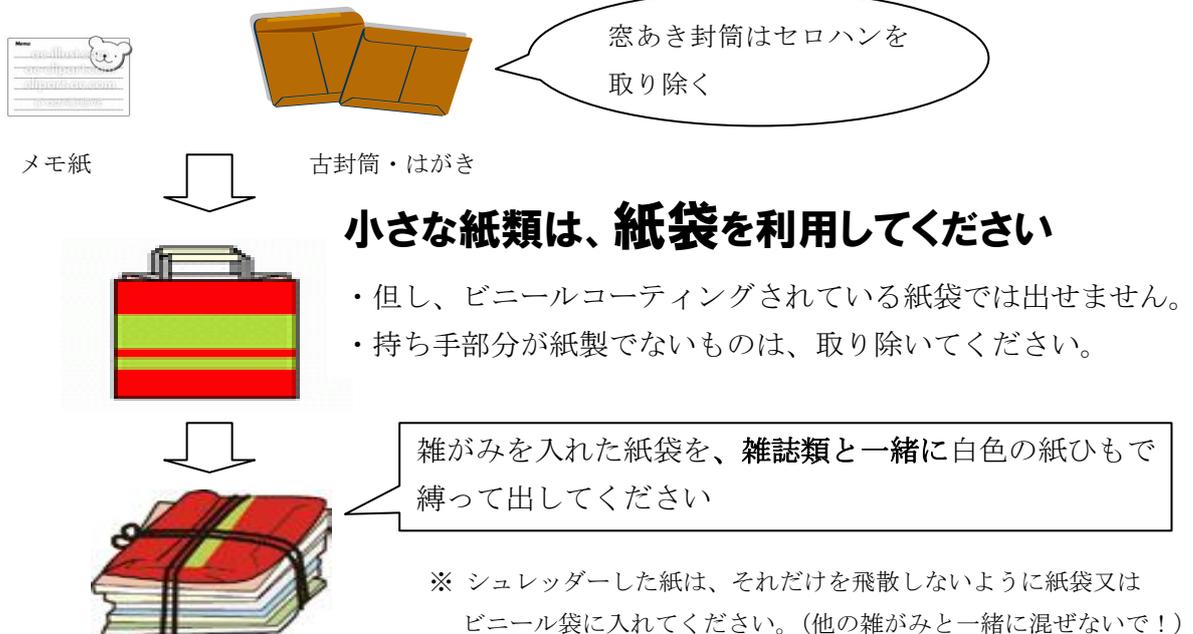
○対象になるもの

パンフレット、冊子、コピー用紙、メモ用紙、学校のプリント類、ノート、チラシ（新聞折込み以外）、ポスター、カレンダー、クレヨンや絵具で描かれた画用紙類、名刺、トイレットペーパーの芯、ラップの芯、レシート（感熱紙でないもの）など。

雑がみの出し方

「雑がみ」の分別区分は、「書籍・雑誌類」です。

「書籍・雑誌類」と一緒に出してください。

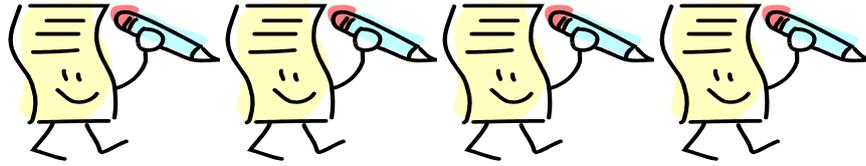


× 雑がみの対象にならないもの（混ぜないでください）

加工された紙や、よごれた紙はリサイクルできないため対象になりません。

加工された紙とは、写真、紙コップなどのワックス加工品、カーボン紙、セロハン紙、感熱紙、コーティング紙など。

⇒燃えるごみで出してください。



～ 紙箱（紙製の容器包装）とは？ ～

商品を入れたり包んだりするのに使われた紙製の容器や包装のことをいいます。

例えば、菓子・食品などの空き箱、ティッシュの空き箱、タバコの空き箱、石鹸の空き箱など。



※紙のリサイクルマークが目印です。

紙箱（紙製の容器包装）の出し方



平らにくずして、白色の紙ひもで十字に縛って出してください



小さな箱類は、紙袋を利用してください

- ・但し、ビニールコーティングされている紙袋では出せません。
- ・持ち手部分が紙製でないものは、取り除いてください。

中身が出ないように、白色の紙ひもで十字に縛って出してください

注意！

- ☆ 線香などの臭いのついた箱は燃えるごみに！
- ☆ ティッシュ箱のビニール部分は取り除いてください。



捨てればゴミ 分ければ資源

分別することで リサイクルがスタートします！

問い合わせ先： 白石町役場 生活環境課
廃棄物対策係
TEL 0952-84-7118